

第3回青森県日本語教育推進会議

次 第

日時 令和5年3月16日（木）15：00～

場所 青森県観光物産館アスパム 9階「南部」

1 開 会（司会：誘客交流課 長谷川GM）

2 あいさつ（誘客交流課 松尾課長）

3 議 事

青森県日本語教育の推進に関する基本方針の策定・公表について

4 質問・意見交換等

5 閉 会

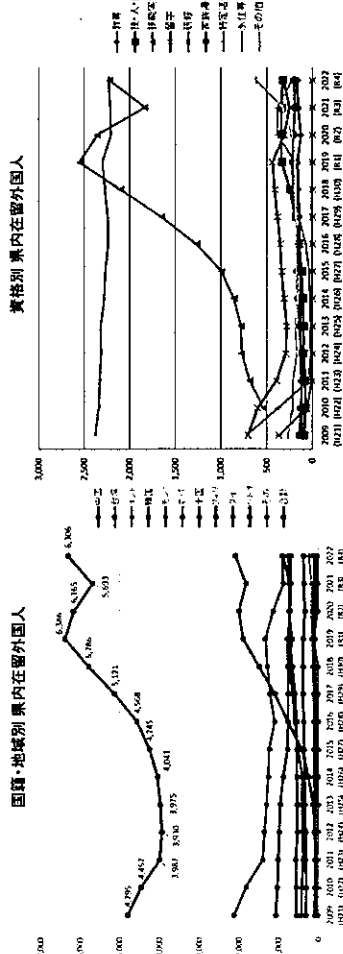
第3回青森県日本語教育推進会議 出席者名簿

	役名	氏名	役職等
1	委員長 (座長)	石塚 ゆかり	青森大学総合経営学部 准教授
2	委員	田中 真寿美	青森中央学院大学経営法学部 准教授
3	委員	馬場 亜紀子	特定非営利活動法人みちのく国際日本語教育センター 理事長
4	委員	古川 崇	あおもり日本語学園 理事長
5	委員	奥崎 一志	日本人材協同組合 事務局長
6	委員	三上 晃瑠	中泊町総合戦略課 課長
7	委員 (代理出席)	高橋 英樹	青森県教育庁学校教育課 課長
		淋代 秀樹	青森県教育庁学校教育課 指導主事
8	委員	松尾 英輔	青森県観光国際戦略局 誘客交流課長
9	委員	藤本 徹	公益社団法人青森県観光国際交流機構 国際交流グループ グループマネージャー
10	オブザーバー	山田 敏雄	一般社団法人中泊町文化観光交流協会 事務局長
11	事務局	長谷川 光昭	青森県観光国際戦略局誘客交流課 副参事 (GM)
12	事務局	葛西 暁史	青森県観光国際戦略局誘客交流課 主幹
13	事務局	王文文	公益社団法人青森県観光国際交流機構 主事
14	事務局	三上 牧子	公益社団法人青森県観光国際交流機構 日本語教育担当

「青森県日本語教育の推進に関する基本方針」の概要について

現状・課題

1 県内在住外国人の状況



- 令和4年（2022年）6月末時点の全国の在留外国人数は2,961,969人（対前年末比7.3%増、全国総人口に占める外国人割合2.3%）
- そのうち、青森県内の在留外国人数は6,306人（対全国比0.2%）
- 青森県内の国籍別は、ベトナム、中国、フィリピンの順に高く、アジア地域で全体の88.7%を占める。
- 在留資格別は、技能実習が対前年比で20.9%増加、留学が26.3%増加している。

県内在留外国人は、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に減少したが、感染の収束により増加傾向にあり、今後も増加傾向が見込まれるため、日本語教育の推進に力を入れる必要がある。

2 基本方針策定に向けた実態調査

- 令和4年度、県内の日本語教育の実施状況や関係者が抱える課題等を把握するため実態調査を実施した。
- 調査期間：令和4年9～11月 調査方法：アンケート方式
- 回答数：市町村40件、国際交流協会13件、日本語教室11件、事業者83件、外国人県民207件 合計354件
- 調査回答から得られた課題等については、概ね以下の内容であった。
- 【市町村】
 - 日本語教育の取組への関心・機運の低迷、教育人材の確保が困難、連携・発信力不足
 - 【国際交流協会】
 - 日本語教育活動に関する認識不足、県及び関係団体との連携不足、運営体制の高齢化・人材不足
 - 【日本語教室】
 - コロナによる学習者の減少、学習方法の変化（オンライン）の対応、ボランティア（無償）への依存
 - 【事業者】
 - 外国人労働者の日本語能力の不足、事業者による学習支援が不十分
 - 【外国人県民】
 - 学習意欲は高いが学習が出来ない（時間不足、情報不足、勉強方法が分からない）

各関係者が抱える課題の解消に向けて、関係者が連携・協力して課題の解決を図るとともに、県内における日本語教育の現状や課題、教育者の不足、地域社会の活性化・交流促進につながる取組も必要である。

青森県日本語教育の推進に関する基本方針

第1章 日本語教育推進の基本的事項

- 基本方針の趣旨
 - 日本語教育の推進は、外国人と県民がともに暮らす環境整備、地域理解等の面で重要
 - 基本方針を策定し、日本語教育を推進することで、共生社会の実現と交流を促進
- 基本方針の位置づけ
 - 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）の第11条に規定する「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」として策定
- 基本方針の期間
 - 令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5年間
- 基本目標、目指す姿
 - 【基本目標】
 - 県民の誰もが、青森の地で安心してくらししていくことができる持続可能な地域づくり
 - 【目指す姿】
 - 日本語教育を受けることを希望する外国人等に対する教育機会の確保
 - 県内における日本語教育の水準の維持・向上
 - 日本語教育による地域・地域の活力の向上
 - 本県に対する諸外国・地域の理解と関心の獲得、交流・友好関係の促進
 - 【県の役割、市町村・事業者】
 - 県民に期待される役割
 - 県は、県内関係部局等と連携して日本語教育推進施策の策定、実施に努める。
 - 市町村は、外国人県民に最も身近な基礎自治体として日本語教育の環境整備等が期待される。
 - 事業者は、外国人労働者の日本語の習得に向けた学習機会提供や学習支援が期待される。
- 日本語教育に携わる関係者との連携
 - 県は、日本語教育に携わる関係者と連携して施策の策定、実施に努める。

第2章 日本語教育推進の内容に関する事項

- 県内における日本語教育の機会の提供
 - （1）外国人労働者に対する日本語教育
 - （業業者の現状把握、日本語教室の情報提供、交流型日本語教室の開催、企業と留学生を繋ぐ場の提供）
 - （2）外国人労働者に対する日本語教育
 - （留学生は、高度な知識・技能や地域社会への理解があるため、県内への定着・活躍が期待される。（大学等と連携した日本語研修、日本語能力等の習得支援、日本語教材の普及・啓発）
 - （3）外国人労働者の子どもに対する日本語教育
 - （日本と外国の子どもが共に学ぶ環境を創出し、国際的な人材の育成や共生社会の実現に努める。（教材等の情報提供、日本語指導教員の加配、教員研修の実施、児童・生徒への日本語支援）
 - 基本方針を策定し、日本語教育を推進することで、共生社会の実現と交流を促進
 - （4）難民に対する日本語教育
 - 難民受入に当たっては、国や関係団体等と連携して日本語教育支援の役割を果たす。（国との連携によるオンライン日本語教育の受講支援、県内日本語教育機関等の情報提供）
- 県内における日本語教育の水準の維持・向上
 - （1）日本語教育人材の発掘・育成
 - 日本語教育人材の養成や資質向上の研修等により、日本語教育人材の発掘・育成に努める。（資質・能力向上の研修、カリキュラム開発、普及啓発、人材確保に向けた情報発信）
 - （2）地域で取り組む日本語教育の推進
 - 日本語教育に携わる関係者と連携し、県内各地域の実情に応じた日本語教育を支援する。（行政の連携による現状把握・情報共有、関係者への情報発信・機運醸成、交流イベントの活用）

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

- 推進体制
 - 県は、学識経験者等の意見を聴き、関係部局と連携して、日本語教育の施策を推進する。
- 基本方針の見直し
 - 基本方針は、概ね5年毎に、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて内容を変更する。

青森県日本語教育推進会議設置要綱

(設 置)

第1条 地域の外国人等の日本語学習機会の確保や内容の充実を目指し、取り組むべき施策を総合的に推進するため、青森県日本語教育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所 掌)

第2条 推進会議、次の事項を審議する。

- (1) 青森県日本語教育の推進に係る基本的な方針に関すること
- (2) その他日本語教育推進に係る必要な事項に関すること

(委 員)

第3条 推進会議は、10名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 日本語教育の推進に関わる活動を行っている者
- 三 外国人労働者等を受け入れている企業または監理団体の職員
- 四 関係行政機関の職員
- 五 地域国際交流協会の職員

3 委員の任期は、令和4年6月13日から令和5年3月31日までとする。

4 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 推進会議に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、推進会議の会務を総理し、会議を代表する。

(会 議)

第5条 推進会議は、委員長が招集する。

2 推進会議の議長は、委員長が務める。

3 委員長に事故があるときは、委員長が指示する委員がその職務を代理する。

4 委員長は、必要があると認められる場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務は、観光国際戦略局誘客交流課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月13日から施行する。